複数対応用

**「社会福祉施設における火災対応マニュアル」　フロー**

職員２人対応用

　出火場所の確認行動

◆　自動火災報知設備　⇒　受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、発報場所を確認する。

◆　特定小規模施設用自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器

⇒　警報音が鳴動、速やかに現場確認

◆　設備等がない場合　⇒　発見者から出火場所を聴き取り、速やかに現場確認

職員Ａ

職員Ｂ

館内放送、拡声器等により、火災の確認中である旨を職員、入所者等に伝え、119番通報に備える。

※　火災発見者から内容を確認した場合、すぐに119番通報

　消火器とマスターキーを携行し現場を確認、**火災を発見した者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ**。

※　余裕があれば、コードレス電話又は携帯電話を携行する。

大声で付近の入所者及び職員等に火災である旨、避難すべき　旨を伝達・指示し、火災室から入所者等を避難させる。

◆　火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、廊下等へ一時的に退避させる。

◆　火災室の入所者等が自力避難可能な場合は､「火事だ。○○へ避難してください。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

　　「火事だー！」の声や火災である旨の連絡を受けたら、

すぐに119番通報する。

◆　火災通報装置が設置されている場合

火災通報装置を作動する。（火災通報装置が自動火災報知設備等と連動していて自動的に通報される場合は、特段の動作は要しない。）

◆　火災通報装置が設置されていない場合

電話により通報を行う。

◆　現場確認を行った者が携行した消火器又は屋内消火栓設備で、初期消火活動を行う。

◆　火災室からの退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、火災室の出入口を閉鎖する。

状況により

◆　火災室から一時的に避難させた自力避難困難な入所者等を、建物外まで介助を行って避難させる。

※　車椅子、背負い、布団・毛布等など入所者の状況に応じて実施する。エレベータは使用しない。

火災室以外にいる入所者等を避難させる。

◆　自力避難困難者は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、建物外に避難させる。

◆　自力避難可能者は、消防機関への通報から火災室以外にいる者の建物外への避難までの行動の合間に、職員等が「火事だ。○○へ避難してください。」と大声で叫ぶなど施設、入所者等の実態に応じた方法により、避難を促し、自力で建物外へ避難させる。

※　それぞれの居室から地上又は一時避難場所（屋外階段、ﾊﾞﾙｺﾆｰ等）に避難する際に火災室を通過してはならない。

※　避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。

※　最後に入所者等と職員等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し避難完了とする。

　　消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に概ね次の内容について情報提供を行う。入所者等の名簿があれば持参する。

◆　出火場所及び延焼状況：「○階の○○からの出火で○○が燃えています。」

◆　避難の状況：「入居者○名のうち、○名は避難済みで、この他○階の入居者は○階の○○○へ避難しています。」